

教職員の資質の向上をめざして

〔1〕現職教育計画の概要 〔2〕初任者研修の試行の概要

総務課

表 1. 教育職員研修の体系表

年齢	22	27	34	37	40	47	52
経験年数	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
校種	1	5	10	12	15	20	25
研修	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----						
基本研修	幼	(1期6日) - (2期2日)					
	小・中	(1期20日) - (2期6日) —— (3期3日)					
	県立学校	(1期20日) - (2期6日) —— (3期4日)					
専門研修1(A)	全学校	=====					
	全学校	=====					
専門研修1(B)	全学校	=====					
	全学校	=====					
専門研修2	幼以外の学校	=====					
	幼以外の学校	=====					
特別研修	=====						

現職教育計画の概要

はじめに

教育職員養成審議会は「教員の資質能力の向上方策等について」を答申し(62・12・18)、現職の教員については、教職生活の全体をとおして研修が必要であり、適切な時期と職能に応じて、必要な研修の機会を確保することが必要であると提言しています。

県教育委員会は、このような国の文教施策の動向を踏まえながら、「第3次福島県長期総合教育」の施策の基本

方向及びこれを具現化する第2期実施計画(昭和63年度～65年度)に基づき教職員の資質・指導力の向上を図るため、教職員研修の体系的・効果的な推進について審議する「教職員現職教育企画調整会議」を教育庁内に設置し、その体制づくりに努めているところで、それにより策定された本年度の現職教育計画の概要は、次のとおりです。

1、研修計画策定の基本的方針

現職教育計画の策定にあたっては、左記のことがらを基本的方針としています。

(1) 教師自らが、豊かな人間性と魅力ある人格の陶冶をなし得るとともに、

教育愛と使命感に裏付けられた深い専門性と優れた指導技術を習得し得る研修の機会を設けること。

(2) すべての教職員が新採用教員研修を起点として、その後の教職員歴におけるある時点ごとに必要とされる研修の機会を設けること。

(3) 関係課、教育センター、養護教育センターが所管する各種研修会が有機的関連のもとで実施するよう努めるとともに、自己研修、校内研修とも関連性を持ち得るよう研修の一貫性を図ること。

2、教職員研修の体系

現職教育計画における教員研修の体系は、基本研修、専門研修、特別研修で構成し、教員以外の職員研修は、専門研修で構成しており、表1のようになっています。

なお、具体的な研修(校種別・対象別)は次のとおりです。

☆基本研修

- 幼稚園 — 新採用教員・教職経験者
- 小中学校 — 新採用教員・教職経験者
- 中堅教員
- 県立学校 — 新採用教員・教職経験者
- 中堅教員
- 全学校 — 新採用養護教諭・養護教諭(幼を除く)・論経験者・中堅養護教諭

☆専門研修1〔A類型〕

- 幼・小・中学校 — 教員
- 高等学校 — 教員、実習助手
- 聾・養護学校 — 事務職員